



丹篠商第476号
令和2年7月17日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
観光交流部商工観光課
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）
- 3 監査の期間
平成30年9月3日～平成31年1月23日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	農都創造部商工観光課
対象事項	意見-①指定管理施設の維持修繕について
指摘等内容	当課所管の指定管理施設は、丹波伝統工芸公園立杭陶の郷、篠山市民センター、王地山陶器所華工房、こんだ葉師温泉ぬくもりの郷、王地山公園ささやま荘、大正ロマン館であり、年々施設の老朽化に伴う改修費や修繕費が増加してきている。中長期的な視点を持って長寿命化を計画的に行い、財政負担を軽減、平準化するとともに施設の計画的な改修、修繕に努められたい。
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	令和2年度中に、公共施設の長寿命化を推進するため、「個別施設計画」を策定することになっています。施設と協議の上、適期に計画を策定し老朽化した施設運営の指針に基づき改修、修繕に取り組めます。
改善措置公表日	令和 2 年 7 月 17 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	農都創造部商工観光課
対象事項	意見②指定管理の適正な運営について
指摘等内容	<p>指定管理者制度は、公の施設について民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的、効率的に達成するために設けられたものである。その中で、条例、規則及び協定等に従い「確実な施設運営がなされているか」また、「適切なサービス水準を確保しているか」を随時確認（モニタリング）し、サービスの質や安定性を担保することが行政の重要な役割となっている。</p> <p>モニタリングの実施にあたっては、「篠山市指定管理者モニタリングマニュアル」に基づき、毎会計年度開始前に指定管理者から提出される「事業計画書」の確認を行い、その後、毎月報告される「業務報告書」、会計年度終了後に提出される「事業報告書」を確認、調査を行い、その結果として「モニタリングレポート」の作成をし、指定管理者へ通知後、市のホームページに公表することになっている。このモニタリングレポートには、総合コメントや業務改善に向けた考え方等が掲載されているが、指定管理者へは必要に応じ改善に向けた指導・助言を行う等、管理運営が適正に実施されるよう取り組まれない。</p>
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>指定管理者から提出される業務報告書及び事業報告書の書類による確認と、定期的な現地調査を行っています。また、定期的に定例会を実施するなど、指定管理を受けている事業所と円滑な運営ができるよう連携を図っています。</p> <p>必要に応じ、会計事務所に依頼して運営全般について、分析・指導をいただくなど外部有識者の意見を参考に、管理運営の適正化と改善を図っています。</p>
改善措置公表日	令和 2 年 7 月 17 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。